

# 自治会規約

施行日	昭和 44 年 4 月 1 日 施行
前回改正日	平成 30 年 4 月 1 日 改正
改正日	令和 4 年 4 月 25 日 改正
改正内容	副会長人数 2 名から 2 名～4 名に変更
改正経過	改正内容について令和 4 年 4 月 24 日 自治会役員会 において承認を受ける。

万願寺自治会



## 万願寺自治会規約

### 第1条（名称）

本会は、万願寺自治会（以下「本会」という）と称する。

### 第2条（目的）

本会は、会員並びに会員の家族の親睦を図り、福祉の増進と良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

### 第3条（会員）

本会は、日野市万願寺及びこれに隣接する地域に居住する住民及び事業所を以って構成する。

### 第4条（事務所）

本会の事務所は、会長宅又は会長の指定する場所に置く。

### 第5条（事業）

本会は、本会の目的を達成する為、次の事業を行なう。

1. 会員の意思練通と親睦を図る為に必要な事業。
2. 会員が公民としての権利を守る為に必要な自治体との連携・行政への協力・その他これに必要な事項。
3. 本会の目的を同じくする諸団体への加入・協力・連携等の為に必要な事項。
4. 本会の会員及びその家族によって組織された専門的にして且つ公共性を有する団体に対し協力援助するとともに、その育成を期する為に必要な事項。
5. その他、本会の目的を達成する為に必要な事業。

### 第6条（役員）

本会は、次の役員を置く。

- |         |       |
|---------|-------|
| 1. 会長   | 1名    |
| 2. 副会長  | 2名～4名 |
| 3. 会計   | 1名    |
| 4. 監査   | 2名    |
| 5. 顧問   | 若干名   |
| 6. 相談役  | 若干名   |
| 7. 専門委員 | 若干名   |
| 8. 組長   | 組数名   |

会長・副会長・会計・監査・顧問・相談役は、それぞれ、これらの役員を兼務してはならない。

但し、専門委員並びに組長は、他の役員との兼務を妨げない。

### 第7条（役員を選出）

本会の役員は、原則として総会で選任する。

但し、組長は、それぞれの組の選任方法に基づき選任する。

顧問・相談役は、会長がこれを推薦する。

## 第8条（役員任期）

本会の役員任期は、組長は1年、その他の役員は2年とする。

但し、専門委員については、関係機関の要請があった場合はこの限りでない。

また、補欠による役員任期は、前任者の残任期間とする。

## 第9条（役員職務）

1. 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

また、本会に関する重要な書類の保管並びに原則として会員名簿を作成しなければならない。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。

3. 会計は、本会の金銭出納事務を処理し、会計に必要な書類を管理する。

また、会計監査実施の場合は、保管書類を提出しなければならない。

4. 監査は、本会の会計監査を年1回以上行ない、その結果を総会にて報告しなければならない。

5. 顧問及び相談役は、会長の要請に基づき各会議に出席し、意見を述べると共に、会長の諮問に応じるものとする。

6. 専門委員は、本会の目的とする事業について専門的な業務を担当し、これらの審議を行なうと共にその計画を実行する。

7. 組長は、組を代表して、本会の会務に協力する。

また、本会の会費を徴収して会計に納入しなければならない。

## 第10条（会議）

本会の会議は、次の通りとし、必要に応じ会長がこれを召集する。

1. 総会

1) 定期総会（毎年度決算終了後2カ月以内に開催する）

2) 臨時総会（会長が必要と認めた時及び会員の3分の1以上の請求があった時にそれぞれ開催する）

2. 役員会

1) 役員全体会議（第6条の役員全員が対象）

2) 役員会議（会長・副会長・会計の三役が対象）

3) 監査会議（会長・副会長・会計・監査・顧問・相談役が対象）

4) 専門委員会（専門委員を対象とし、必要に応じ他の役員が参加）

5) 組長会議（組長を対象とし、必要に応じ他の役員が参加）

## 第11条（総会）

総会は、次の事項を審議決定する。

1. 事業報告及び会計決算の承認

2. 事業計画の承認

3. 役員を選出

4. 規約の改正

5. その他重要事項（会費の変更、その他）

#### 第 12 条（経費）

本会の経費は、会費・補助金・寄付金及びその他の収入を以って充てる。

#### 第 13 条（会計年度）

本会の会計年度は、4月1日より翌年3月31日までとする。

#### 第 14 条（会費）

本会の会費は、別に定める細則による。

#### 第 15 条（入会）

本会に人会しようとする者は、組長を経由し会長に届けるものとする。

この場合の会費は、月割りとし、会長がこれを決定する。

人会申し込みがあった場合は、正当な理由なくこれを拒んではならない。

#### 第 16 条（退会）

会員が次の各号の一に該当する場合は、退会したものとする。

1. 本人より退会の申し出があった場合。
2. 第 3 条に定める区域外に転居し、組長が、連絡する上で困難と認められる場合。
3. 長期に亘り、会費を滞納した場合。

#### 第 17 条（委任規定）

本会は、この規約に定める外又は、本会の運営上、緊急を要する事項が生じたる場合は、会長の決済によるものとする。

但し、この場合は、可及的速やかに役員会及び総会を招集し、この事項を附議して、その承認を求めるものとする。

#### 第 18 条（附則）

1. この規約を実施するに当たって、必要に応じ、内規（会費額並びに徴収方法・弔慰金等）を定めることが出来る。但し、制定もしくは改定の場合は、次の総会にて承認を得なければならない。
2. この規約は、平成 30 年 4 月 1 日より改正版を施行する。